

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 70 号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「区民部総務課」を「地域力推進室」に、「総務課」を「地域力推進室」に、「当該総務課」を「当該地域力推進室」に、「総務課の」を「地域力推進室の」に改め、同条第2項表以外の部分中「課」を「室」に改め、同項の表を次のように改める。

北区役所地域力推進室	上京区役所地域力推進室及び中京区役所地域力推進室
左京区役所地域力推進室	東山区役所地域力推進室及び山科区役所地域力推進室
右京区役所地域力推進室	下京区役所地域力推進室、西京区役所地域力推進室及び西京区役所洛西支所地域力推進室
伏見区役所地域力推進室	南区役所地域力推進室、伏見区役所深草支所地域力推進室及び伏見区役所醍醐支所地域力推進室

第1条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同条第7項中「文化市民局市民生活部区政推進課」を「文化市民局地域自治推進室」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項から第12項までを2項ずつ繰り上げ、同条第13項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 福祉介護課及び京北出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健福祉局生活福祉部地域福祉課の職員に兼職されたものとみなす。

第1条第14項を同条第13項とし、同条第15項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同条第19項中「建設局土木管理部調整管理課に属する職員（京北合同庁舎を勤務公署とする者に限る。）及び京北農林業振興センター」を「京北農林業振興センター及び京北・左京山間部土木事務所」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とする。

第2条第2項中「課」を「室」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「前条第5項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条

第6項中「前条第6項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「前条第7項」を「前条第5項」に改め、同項第1号中「第5項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「前条第8項」を「前条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「前条第9項」を「前条第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「前条第10項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「前条第11項」を「前条第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「前条第12項」を「前条第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項各号列記以外の部分中「前条第13項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 前条第12項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、京都市子ども医療費支給条例第4条第2項の規定による医療費の受給資格の認定に関する事務（市長が別に定めるものに限る。）に従事させる。

第2条第14項中「前条第14項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項各号列記以外の部分中「前条第15項」を「前条第14項」に改め、同項第1号中「第13項各号」を「第11項各号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「前条第16項」を「前条第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第17項」を「前条第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「前条第18項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第18項」に、「同条第20項」を「同条第19項」に改め、同項を同条第18項とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)